

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年 2月 6日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局
設楽ダム工事事務所長 堀 与志郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
平成24年度 設楽ダム電気通信施設点検業務（電子入札対象案件）
- (2) 業務内容
本業務は設楽ダム工事事務所管内の電気通信施設の点検を行うものであり、詳細は入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日までを予定している。
- (4) 履行場所
中部地方整備局設楽ダム工事事務所管内
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
原則として、当該入札の執行において、入札執行回数は2回を限度とする。ただし、場合によっては、3回目を執行することがある。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
- (6) 電子入札システムの利用
 - ① 本案件は、競争参加資格確認申請書等（以下、「申請書等」という。）の提出及び入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出し、紙入札に変えることができる。
 - ② 電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成22・23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の東海・北陸地域の認定を受け、A、B、C又はD等級に格付けされた者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く）でないこと。
- (4) 申請書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 電子入札システムにより入札に参加する者は電子認証（ICカード）を取得していること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 中部地方整備局管内に営業拠点（本店、支店又は営業所）があること。
- (8) 平成9年度以降に下記の機関が発注した、多重無線装置にかかる点検業務又は工事において、受注者として業務又は工事を完了（平成24年3月31日までに完了見込みを含む）し、その履行実績を証明したものであること。
なお、履行実績となる工事とは、建設業法上の建設工事のうち、「電気工事業（電気設備工事又は受変電設備工事）」若しくは「電気通信工事業（通信設備工事）」とする。

- ・国の機関（事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む）
 - ・地方公共団体及び公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関）
 - ・地方公社（地方公共団体が地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社又は、地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられているものをいう。）
- (9) 本業務の配置予定管理技術者は平成24年4月1日の時点で次の①から④のいずれかひとつの条件を満たし、国土交通省が定めた「電気通信施設点検業務積算基準（案）」に示すいずれかの設備について、受注者として（8）に示す機関が発注した点検業務又は工事を完了（平成24年3月31日までに完了見込みを含む）し、その履行実績を証明したものであること。
- なお、履行実績となる工事とは、建設業法上の建設工事のうち、「電気工事業（電気設備工事又は受変電設備工事）」若しくは「電気通信工事業（通信設備工事）」とする。
- ① 学校教育法による大学、短期大学または高等専門学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後3年以上の業務経験を有する者であること。
 - ② 学校教育法による高等学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後5年以上の業務経験を有する者であること。
 - ③ 上記①及び②以外の者で、7年以上の業務経験を有する者であること。
 - ④ 以下のいずれかの資格を有する者で、業務経験が3年以上あること。
 - 技術士（総合技術監理部門（電気電子））
 - 技術士（電気電子部門）
 - 一級電気工事施工管理技士
 - 第一級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者
- (10) 配置予定管理技術者は、通常の勤務時において4時間以内に履行場所（設楽ダム工事事務所）に到着できる場所を主たる勤務地、又は夜間、休日において4時間以内に履行場所（設楽ダム工事事務所）に到着できること。（又は、愛知県を主たる勤務地としていること。）
- (11) 配置予定管理技術者は、国土交通省発注の他の点検業務又は運転監視業務の管理技術者を兼務する事が出来る。なお、兼務する場合は、平成24年4月1日現在の手持ち業務量（電気通信施設の点検業務及び運転監視業務の当初請負金額の合計をいう。）において2億円未満かつ5件以下であること（本業務を含み、契約済み及び特定後未契約のものを含む）。
- 配置予定管理技術者を複数申請する場合は、落札決定後に上記条件を満たすものを管理技術者として特定するものとする。
- 管理技術者の手持ち業務量は本業務の特定後から履行期間中に上記条件を越えないこととし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①～③までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合がある。
- ① 当該管理技術者と同等の業務実績（入札説明書又は特記仕様書で規定している業務実績）を有するもの者。
 - ② 当該管理技術者と同等の技術者資格（入札説明書又は特記仕様書で規定している資格及び業務経験等）を有するもの者。
 - ③ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者。

3 入札手続等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、及び問い合わせ先
- 〒441-1341
 愛知県新城市杉山字大東57
 国土交通省中部地方整備局 設楽ダム工事事務所 総務課
 電話 0536-23-4331（内線223）
 メールアドレス：keishita@cbr.mlit.go.jp

- (2) 電子入札システムのURL
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/
(若しくは、http://www.e-bisc.go.jp)
- (3) 仕様書等の交付期間、場所及び方法
交付期間：別表1に記載
交付場所及び方法：仕様書等（特記仕様書、数量表及び契約書（案））については、3.
(1)にて交付する。交付方法は、窓口にて交付又は、郵送（着払い）とし、3（1）の問い合わせ先まで連絡し、指示に従うこと。
- (4) 申請書等の提出期間、場所及び方法
提出期間：別表1に記載
提出場所：電子入札システムを利用又は3（1）へ提出する。
提出方法：電子入札システム、持参及び郵送にて提出すること。詳細は入札説明書による。
- (5) 入札書の提出期間、場所及び方法並びに開札日時及び場所
提出期間：別表1に記載
提出場所：電子入札システムを利用又は3（1）へ提出する。
提出方法：電子入札システム、持参及び郵送にて提出すること。詳細は入札説明書による。
開札日時：別表1に記載
開札場所：別表1に記載

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札者に要求される事項
入札に参加を希望する者は、入札説明書の作成方法に基づき作成した申請書等を上記3
(4)に定める提出期間内に提出場所まで提出しなければならない。
また、上記2（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出
することができるが、落札決定において当該資格の認定を受けていない場合は、本案件に
関する競争参加資格を取り消す。
なお、開札日の前日までの間において申請書等の内容に関する分任支出負担行為担当官
からの照会があった場合には説明しなければならない。
- (4) 入札の無効
競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とす
る。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
最低価格落札方式とする。
予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低
価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適
合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結する
ことが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる
ときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって
入札した者を落札者とすることがある。
- (7) 手続きにおける交渉の有無
無
- (8) 本入札に係る落札決定及び契約締結の条件は、平成24年度予算が成立し、予算示達さ
れた場合とする。
- (9) 詳細は入札説明書による。

別表1 本入札手続きに係る期間等

①	仕様書等の交付期間	平成24年 2月 6日10時00分から平成24年 3月 5日16時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
②	申請書等の提出期間	平成24年 2月 7日10時00分から平成24年 2月14日16時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
③	入札書の提出期間	平成24年 2月24日10時00分から平成24年 3月 5日16時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
④	開札日時及び場所	平成24年 3月 6日10時00分 国土交通省中部地方整備局設楽ダム工事事務所 入札室

*赤字は事務所入力事項。

入 札 説 明 書

平成24年度 設楽ダム電気通信施設点検業務

平成24年 2 月

国土交通省中部地方整備局
設 楽 ダ ム 工 事 事 務 所

平成24年度 設楽ダム電気通信施設点検業務

入札説明書

目 次

1	契約担当官	-----	1
2	競争入札に付する事項	-----	1
3	競争参加資格	-----	1
4	入札書の提出場所、契約条項を示す場所 及び問い合わせ先	-----	3
5	競争参加資格の確認等	-----	3
6	入札説明書等に対する質問	-----	4
7	入札書の提出方法等	-----	4
8	その他	-----	6
別表 1	本入札手続きに係る期間等		
別表 2	中部地方整備局管内一覧表		
別紙 1	紙入札方式参加願		
別紙 2	紙入札業者情報登録シート		
別紙 3	入札書（紙入札方式用）		
別紙 4	委任状（紙入札方式用）		
別紙 5	I Cカード変更承諾申請書		
別紙 6	競争参加資格確認申請書		
別紙 7	営業拠点及び履行実績		
別紙 8	配置予定管理技術者		

入札説明書

中部地方整備局設楽ダム工事事務所の一般競争に係る入札公告（平成24年 2月 6日付け）に基づく入札等については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局設楽ダム工事事務所長 堀 与志郎

2 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成24年度 設楽ダム電気通信施設点検業務（電子入札対象案件）

(2) 業務内容

別冊仕様書のとおり。

(3) 履行期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日までを予定している。

(4) 履行場所

中部地方整備局設楽ダム工事事務所管内

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行回数は、2回を限度とする。ただし、場合によっては、3回目を執行することがある。

なお、当該入札回数までに落札者が決定ない場合は、予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(6) 電子入札システムの利用

① 本案件は、競争参加資格確認申請書及び資料（以下「申請書等」という。）の提出及び入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

② 電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願（別紙1）及び紙入札業者情報登録シート（別紙2）を提出するものとする。

(7) 入札保証金及び契約保証金

免除

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成22・23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の東海・北陸地域の認定を受け、A、B、C又はD等級に格付けされた者であること。

なお、競争参加資格を有しない者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格審査に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号

国土交通省中部地方整備局総務部契約課

調査係 TEL 052-953-8138 内線2521

(3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき

再生手続き開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く）でないこと。

- (4) 申請書等の受領期限から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 電子入札システムにより入札に参加する者は電子認証（ICカード）を取得していること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 別表2に示す中部地方整備局管内に営業拠点（本店、支店又は営業所）があること。
- (8) 平成9年度以降に下記の機関が発注した、多重無線装置にかかる点検業務又は工事において、受注者として業務又は工事を完了（平成24年3月31日までに完了見込みを含む）し、その履行実績を証明したものであること。

なお、履行実績となる工事とは、建設業法上の建設工事のうち、「電気工事業（電気設備工事又は受変電設備工事）」若しくは「電気通信工事業（通信設備工事）」とする

- ・ 国の機関（事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む）
 - ・ 地方公共団体及び公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関）
 - ・ 地方公社（地方公共団体が地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社又は、地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられているものをいう。）
- (9) 本業務の配置予定管理技術者は平成24年4月1日の時点で次の①から④のいずれかひとつの条件を満たし、国土交通省が定めた「電気通信施設点検業務積算基準（案）」に示すいずれかの設備について、受注者として（8）に示す機関が発注した点検業務又は工事を完了（平成24年3月31日までに完了見込みを含む）し、その履行実績を証明したものであること。

なお、履行実績となる工事とは、建設業法上の建設工事のうち、「電気工事業（電気設備工事又は受変電設備工事）」若しくは「電気通信工事業（通信設備工事）」とする。

- ① 学校教育法による大学、短期大学または高等専門学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後3年以上の業務経験を有する者であること。
- ② 学校教育法による高等学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後5年以上の業務経験を有する者であること。
- ③ 上記①及び②以外の者で、7年以上の業務経験を有する者であること。
- ④ 以下のいずれかの資格を有する者で、業務経験が3年以上あること。

技術士（総合技術監理部門（電気電子））

技術士（電気電子部門）

一級電気工事施工管理技士

第一級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者

- (10) 配置予定管理技術者は、通常の勤務時において4時間以内に履行場所（設楽ダム工事事務所）に到着できる場所を主たる勤務地、又は夜間、休日において4時間以内に履行場所（設楽ダム工事事務所）に到着できること。（又は、愛知県を主たる勤務地としていること。）
- (11) 配置予定管理技術者は、国土交通省発注の他の点検業務又は運転監視業務の管理技術者を兼務する事が出来る。なお、兼務する場合は、平成24年4月1日現在の手持ち業務量（電気通信施設の点検業務及び運転監視業務の当初請負金額の合計をいう。）において2億円未満かつ5件以下であること（本業務を含み、契約済み及び特定後未契約のものを含む）。

配置予定管理技術者を複数申請する場合は、落札決定後に上記条件を満たすものを管理技術者として特定するものとする。

管理技術者の手持ち業務量は本業務の特定後から履行期間中に上記条件を越えないこととし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で業務の履行を継続

することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①～③までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合がある。

- ① 当該管理技術者と同等の業務実績（入札説明書又は特記仕様書で規定している業務実績）を有するもの者。
- ② 当該管理技術者と同等の技術者資格（入札説明書又は特記仕様書で規定している資格及び業務経験等）を有するもの者。
- ③ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者。

4 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒441-1341

愛知県新城市杉山字大東57

国土交通省中部地方整備局 設楽ダム工事事務所 総務課

電話 0536-23-4331（内線223）

FAX 0532-23-4401

Email: keishita@cbr.mlit.go.jp

5 競争参加資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、3に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出期間内に申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

- (2) 申請書等の提出、期間、場所及び方法

- ① 競争参加資格確認申請書は別紙6の様式により作成する。
- ② 提出期間：別表1に記載
- ③ 提出方法

- (a) 電子入札システムによる場合の提出方法

- ・ 電子入札システム証明書等提出画面の「添付資料」欄に①で作成した「申請書」及び「資料」を添付し提出する。
- ・ 添付資料の合計ファイル容量が1MBを超える場合には、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「書留郵便等」という。）又は電子メール（電子メール送信容量は3MB以内とする。）で提出すること（締切日時必着）。
- ・ 郵送、託送又は電子メールにより提出する場合は、電子入札システムとの分割は認めない。
- ・ 郵送、託送又は電子メールにより提出する場合は、下記の内容を記載した書面（様式自由）を電子入札システムより、資料として送信すること。
 1. 郵送・託送又は電子メールする旨の表示
 2. 郵送・託送又は電子メールする書類の目録
 3. 郵送・託送又は電子メールする書類のページ数
 4. 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号
- ・ 送付先等
上記4に示す問い合わせ先に送付すること。
- ・ 電子入札システム又は電子メールによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成することとする。

一太郎	2007以下
Microsoft Word	2002以下
Microsoft Excel	2002以下
その他のアプリケーション	PDFファイル Acrobat 6以下

画像ファイル J P E G形式又はG I F形式
圧縮ファイル L Z H形式

(b) 紙入札方式による場合の提出方法

- ・ 紙入札方式参加願（別紙1）及び紙入札業者情報登録シート（別紙2）とともに(a)送付先等の場所に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「書留郵便等」という。）すること。

(3) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期間の末日をもって行うものとし、参加資格の有無については別表1に記載する日時までに通知する。通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) その他

- ① 提出された申請書等について分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。
- ② 申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ③ 分任支出負担行為担当官は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は、当方の指示に従って行う場合を除き認めない。

6 入札説明書等に対する質問

(1) この入札説明書及び添付の仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

- ① 提出期間：別表1に記載
- ② 提出場所及び提出方法：上記4に示す問い合わせ先へ電子メール又はFAXにて提出すること。なお、送信後電話で必ず着信を確認すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、別表1に記載した日時までに電子メール又はFAXにて回答する。

7 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出期間：別表1に記載

(2) 提出場所：電子入札システムを利用する場合は次のURLにて提出する。

電子入札システムのURL

<https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/>

(若しくは、<http://www.e-bisc.go.jp>)

紙入札方式による場合は4.の入札書の提出場所へ提出する。

(3) 提出方法

- ① 入札は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式参加願を提出し紙入札方式による場合は、持参または書留郵便等により提出することができる。
- ② 紙入札方式により直接提出する場合は、別紙3により入札書を作成し、封かんのうえ、件名、あて名及び入札者の氏名を表記し、入札書の提出期間内に提出しなければならない。
- ③ 紙入札方式により書留郵便等をもって提出する場合は、二重封筒とし、中封筒を上記②の直接提出する場合と同様に作成し、件名及び入札日時を記載し、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、上記4宛の親展で、入札書の提出期間内に到着するように送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- ④ 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(4) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出した入札書は無効とする。
- ② 競争参加資格を申請中の場合であって、当該資格審査が落札決定までに終了しないとき

又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効とする。

(5) 入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(6) 代理人による入札

① 紙入札方式により代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで代理委任状（別紙4）を提出しなければならない。

② 入札者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札の日時及び場所

日時・場所については別表1に記載

(8) 開札

開札は、紙入札方式による入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）を立ち合わせて行う。ただし、紙入札方式による入札者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

① 紙入札方式による入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

② 紙入札方式による入札者は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

③ 紙入札方式による入札者は、開札場に入場した後においては、入札執行官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

④ 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合においては、電子入札システムにより再度の入札の締切時刻を直ちに通知し、また、開札場において再度の入札の締切時刻を直ちに公表するので、電子入札システムによる入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）は当該締切時刻までに再度の入札を行い、また、紙入札方式による入札者は当該締切時刻までに再度の入札書を提出すること。ただし、紙入札方式による入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。

(9) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

① 当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

② 予算決算及び会計令第85条の調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、予算決算及び会計令第86条の入札者からの事情聴取等の調査を行う。

③ 上記②の調査に応じない者の入札は無効とし、原則として指名停止を行う。

④ 落札となるべき同価の入札を行った入札者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて、落札者を決定する。くじの実施方法等については、電子入札システムにて通知する。

(10) 入札書に関する注意事項

提出された入札書は中部地方整備局競争契約入札心得6条各号に該当する者を除き、有効な入札書として取り扱うものとする。従って入札金額の誤記入等の錯誤又は積算ミス等を理由として無効の訴えを提起できないものとする。

また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として指名停止を行う。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、落札者が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 書留郵便等により契約書を取り交わすことを希望する者は、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に分任支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けて、これに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において分任支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 分任支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(3) 支払の条件

- ① 前金払 無
- ② 部分払 3回以内

(4) ICカードの変更

入札参加者は、入札手続の開始以降、使用していたICカードについて、ICカード発行機関のICカードの利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他のICカードに変更しようとするときは、発注者にICカード変更承諾申請書(別紙5)を提出するものとする。この場合において、ICカード変更承諾申請書には、変更後のICカードの企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。発注者は、変更後のICカードに関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾するものとする。

(5) 現場説明会

本契約については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書等により履行するものとし、現場説明会は実施しない。

(6) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(7) 本入札に係る落札決定及び契約締結の条件は、平成24年度の予算が成立し、予算示達された場合とする。

本入札に係る落札決定及び契約締結日は、平成24年4月2日とするが、本入札に係る平成24年度予算成立が4月3日以降となった場合は、予算成立後最初の開庁日とする。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

なお、本入札に係る開札は、落札決定を保留した上で行うものである。

(8) その他詳細規定

上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、「中部地方整備局競争契約入札心得 [国土交通省中部地方整備局ホームページ (<http://www.cbr.mlit.go.jp>)]」によるものとする。

別表1 本入札手続きに係る期間等

①	申請書等の提出期間	平成24年 2月 7日10時00分から平成24年 2月14日16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
②	競争参加資格確認通知日	平成24年 2月24日までに通知する。
③	入札説明書等に対する質問の提出期間	平成24年 2月 7日10時00分から平成24年 2月28日16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	質問に対する回答	平成24年 3月 1日16時00分までに回答する。
⑤	入札書の提出期間	平成24年 2月24日10時00分から平成24年 3月 5日16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑥	開札日時及び場所	平成24年 3月 6日10時00分 国土交通省中部地方整備局設楽ダム工事事務所 入札室

別表2 中部地方整備局管内一覧表

都道府県	市・郡
長野県	飯田市
長野県	伊那市
長野県	駒ヶ根市
長野県	塩尻市
長野県	諏訪市
長野県	岡谷市
長野県	茅野市
長野県	諏訪郡 全域
長野県	上伊那郡 全域
長野県	下伊那郡 全域
長野県	木曾郡 全域
岐阜県 全域	
静岡県 全域	
愛知県 全域	
三重県 全域	

別紙 1

紙入札方式参加願

1. 件 名 平成 2 4 年度 設楽ダム電気通信施設点検業務

上記の案件は、電子入札システムを利用しての参加ができないため紙入札方式での参加を致します。

平成 年 月 日

資格審査登録番号

企業郵便番号

企業住所

企業名称

代表者役職 (受任者役職)

代表者氏名 (受任者氏名)

印

代表者等電話番号

代表者等 F A X 番号

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局設楽ダム工事事務所長 殿

*入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその者が記載、押印する。

紙入札業者情報登録シート

No	項 目	登 録 内 容
1	郵便番号、住所	〒
2	企業名、代表者氏名	
3	代表者電話番号	() ー
4	代表FAX	() ー
5	代表メールアドレス	
6	担当部署	
7	担当者氏名	
8	担当電話番号	() ー
9	担当者FAX	() ー
10	担当者メールアドレス	

入 札 書

¥ _____

ただし、平成 24 年度 設楽ダム電気通信施設点検業務

中部地方整備局競争契約入札心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代理人

印

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局設楽ダム工事事務所長 殿

委 任 状

私は (使用印鑑 印) を代理人と定め、貴局の発注した 平成 2 4 年度 設
楽ダム電気通信施設点検業務に関し、下記の権限を委任します。

記

1. 入札並びに見積を行うこと。

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局設楽ダム工事事務所長

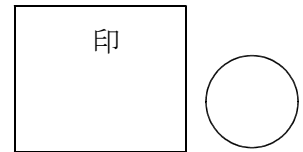
殿

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局設楽ダム工事事務所長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
(又は〇〇支店長 〇〇〇〇)



平成24年 2月 6日付けで公告のありました、「平成24年度 設楽ダム電気通施設点検業務」に係る競争参加資格について確認されたく、下記Ⅰの書類を添えて申請します。
なお、添付書類の内容及び下記Ⅱについては事実と相違ないことを誓約します。

記

Ⅰ 添付書類

- 1 本業務への参加資格確認資料として、平成22・23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出します。
- 2 入札説明書3.（7）（8）に定める営業拠点及び履行実績を記載した書面（別紙7）を提出します。
- 3 入札説明書3.（9）、（10）、（11）に定める配置予定管理技術者について記載した書面（別紙8）を提出します。

Ⅱ 誓約事項

- 1 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。
- 2 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者及び民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

営業拠点及び履行実績

1. 中部地方整備局管内にある営業拠点（本店、支店又は営業所）

住 所 ○○県○○市○○町○○
 名 称 ○○○○（株）○○○支店
 電話番号 ○○○-○○-○○○○

2. 点検業務の履行実績（記載例）実績

発注者	件名	点検設備の種類	履行期間	請負金額 (百万円)	備考
○○地方整備局 ○○事務所	○○○○	多重無線通信装置	H○○.○○.○○～ H○○.○○.○○		
○○県 ○○事務所	○○○○	多重無線通信装置 テレメータ観測局装置 道路情報処理装置 発動発電機（自動起動方式）	H○○.○○.○○～ H○○.○○.○○		

- 注・営業拠点は、本店、支店及び営業所のうち発注事務所に近い営業拠点1箇所を記入すること。
- 各実績には、契約書の写し（件名、請負金額、履行期間、発注者及び受注者の判る部分のみ）、実績の案件が完了したことを確認できるように、検査結果通知書の写し又はこれに代わるもの（相手方の受領が明記された書面、振込通知書等）と仕様書の写し（点検対象設備が記載されている部分のみ）を添付すること。なお、平成23年度中に完了見込み予定で、公告時に履行中のものを履行実績として記載する場合は、契約書の写し（件名、請負金額、履行期間、発注者及び受注者の判る部分のみ）及び仕様書の写し（点検対象設備が記載されている部分のみ）を添付すること。
 - 各点検設備の実績を証明する1件以上を記載するものとする。

配置予定管理技術者

1. 氏名等

(フリガナ)
 氏名 ○○ ○○
 生年月日 昭和○○年○○月○○日生
 所属・役職

2. 管理技術者

1) 適合条件

技術士 ○○年○○月取得（登録番号：○○○○○）＋実務経験 3 年以上

その他記載例・・・○○資格 ○○年○○月取得（登録番号：○○○○○）＋実務経験 3 年以上
 ○○大学（○○工学科）＋実務経験 3 年以上

2) 点検業務の実務経験

平成○○年○○月～平成○○年○○月	○○地方整備局	○○事務所	
	多重無線設備保守	点検員	実務経験 3 6 5 日
平成○○年○○月～平成○○年○○月	○○県	○○事務所	
	多重無線設備保守	管理技術者	実務経験 3 6 5 日
平成○○年○○月～平成○○年○○月	○○公社	○○事務所	
	多重無線設備保守	管理技術者	実務経験 3 6 5 日
			合 計 3. 0 年

3. 主たる勤務地（管理技術者・主たる点検技術者）

住 所 ○○県○○市○○町○○
 名 称 ○○○○（株）○○○支店
 電話番号 ○○○－○○－○○○○
 主たる点検技術者数 ○名常駐

4. 中部地方整備局設楽ダム工事事務所までの到達時間

常駐場所（又は居住地）から中部地方整備局設楽ダム工事事務所まで到達時間は○○時間○○分

説 明

- ・常駐場所（又は居住地）から
 ○○○支店→市道→東名高速→国道○○→設楽ダム工事事務所
- ・距離 10Km 60km 20km
- ・時間 高速＋一般道＝60km÷80km/h＋30km÷30km/h＝1.75 → 1時間50分

注) ・上記は記載の 1 例である

- ・資格＋実務経験とする場合は、免許の写しを添付すること。
- ・実務経験は、契約の写し（様式 7 で添付の場合は省略）と履行計画書等の写し（本人の従事が確認できる部分）を添付すること。
- ・実務経験年数は、履行期間の通算日数を 3 6 5 日で除した値とする。
- ・到達時間の計算は、高速 80km/h、一般道 30km/h、タクシー 30km/h、距離は市販地図、鉄道は時刻表による。なお、単位は 1 0 分単位で切り上げとする。
- ・配置予定管理技術者は 3 名まで記載できる。（1 人／1 枚）